

令和 4 年 第 6 回  
箕面市教育委員会定例会会議録

箕面市教育委員会

令和4年第6回  
箕面市教育委員会定例会会議録

1. 日 時 令和4年6月16日（木） 午後1時15分

1. 場 所 箕面市立市民会館 2階大会議室2

|        |                 |           |
|--------|-----------------|-----------|
| 1. 出席者 | 教 育 長           | 藤 迫 稔 君   |
|        | 代 表 教 育 委 員     |           |
|        | 教 育 長 職 務 代 理 者 | 山 元 行 博 君 |
|        | 委 員             | 高 野 敦 子 君 |
|        | 委 員             | 大 橋 亜由美 君 |
|        | 委 員             | 稲 田 滋 君   |
|        | 委 員             | 高 橋 太 朗 君 |

1. 付議案件説明者

|                   |           |
|-------------------|-----------|
| 副 教 育 長           | 藤 村 彩 夏 君 |
| 兼子ども未来創造局担当部長     |           |
| 子 ど も 未 来 創 造 局 長 | 岡 裕 美 君   |
| 子 ど も 未 来 創 造 局   |           |
| 担 当 部 長           | 浅 井 文 彦 君 |
| 子 ど も 未 来 創 造 局   |           |
| 副 部 長             | 藪 本 正 博 君 |
| 子 ど も 未 来 創 造 局   |           |
| 学 校 教 育 監         | 金 城 忠 君   |
| 子 ど も 未 来 創 造 局   |           |
| 担当副部長兼人権施策室長      | 濱 口 悟 君   |
| 子 ど も 未 来 創 造 局   |           |
| 担 当 副 部 長         | 今 中 美 穂 君 |
| 子 ど も 未 来 創 造 局   |           |
| 担 当 副 部 長         | 山 田 睦 美 君 |
| 子 ど も 未 来 創 造 局   |           |
| 担 当 副 部 長         | 小 西 二 朗 君 |
| 青 少 年 育 成 室 長     | 今 峰 秀 樹 君 |
| 保育幼稚園総務室長         | 鉾之原 史 樹 君 |
| 教 育 政 策 室 長       | 乾 敬一朗 君   |

文 化 国 際 室 長  
保 健 ス ポ ー ツ 室 長  
中 央 図 書 館 長

小 林 和 幸 君  
遠 近 高 明 君  
大 迫 美 恵 子 君

1. 出席事務局職員

教 育 政 策 室 参 事  
教 育 政 策 室

中 村 友 美 君  
平 井 由 貴 子 君

## 1. 議事日程

- 日程第 1 会議録署名委員の指定
- 日程第 2 教育長報告
- 日程第 3 箕面市立青少年教学の森野外活動センター条例施行規則改正の件
- 日程第 4 財産の無償譲渡及び無償貸付の件
- 日程第 5 箕面市教育委員会の所管に係る令和3年度一般会計補正予算（第16号）の件
- 日程第 6 箕面市教育委員会の所管に係る令和4年度一般会計補正予算（第3号）の件
- 日程第 7 箕面市生涯学習審議会委員任命の件
- 日程第 8 箕面市社会教育委員解職及び委嘱の件
- 日程第 9 箕面市スポーツ推進委員委嘱の件
- 日程第10 箕面市立図書館協議会委員解職及び任命の件
- 日程第11 箕面市教育委員会人事発令の件
- 日程第12 箕面市教育委員会会議録の承認を求める件

（午後1時15分開会）

○教育長（藤迫稔君）：ただ今から、令和4年第6回箕面市教育委員会定例会を開催いたします。議事に先立ちまして事務局に「諸般の報告」を求めます。

（事務局報告）

○教育長（藤迫稔君）：ただ今の報告とおり、本委員会は成立いたしました。

○教育長（藤迫稔君）：それでは、日程第1「会議録署名委員の指定」を行います。本日の会議録署名委員は、箕面市教育委員会会議規則第5条第2項の規定に基づき、山元代表教育委員を指定いたします。

○教育長（藤迫稔君）：次に、日程第2「教育長報告」を行います。教育委員会委員、教育長関係については、またご覧いただき、行事報告について何点か報告したいと思います。5月17日に箕面市いじめ問題対策連絡協議会があり、概要については記載のとおりですが、議論の中では改めて未然防止の重要性について議論され、子どもたちが相談しやすい仕組みづくりや、組織内での情報共有が重要だと議論をされまして、我々もそれをしっかりやっていきたいと思っています。同日に、PTA連絡協議会の総会が行われました。この2年間は、コロナの関係で活動がかなり制約されていましたが、今年度は新会長のもとにしっかりと取り組んでいきたいと感じました。5月28日は小学校の運動会でした。今年度も来賓なしで午前中で終了する形式で行われました。私は中小のほうにちょっと伺ってきたんですが、熱中症対策と保護者の観覧の密を避ける

という観点で、工夫して実施されておりました、当日は、学年ごとに自分たちの競技・演技の時だけ、運動場に出てくる方式で、従来の児童席は、保護者の観覧スペースとして広く確保されておりました。またアナウンスにより、保護者は、前後入れ替わり自分の子どもの学年を見やすい場所で見ることができ、密を避ける状況でした。当日は少し暑かったんですがマスクはほぼ全員が外しておりました。大きなトラブルはありません。なお子どもたちはリハーサルのときに他の学年の競技・演技を見たということでした。来年度には地域の方など来賓をお迎えして、従来に近い形の運動会にできればと思いました。6月13日箕面市要保護児童対策協議会代表者会議が開催されました。主な議論としては、未然防止のためにはやはり関係機関、関係者との連携情報共有が重要だが、やっぱりその事案の内容あるいは見守りのポイント、今後の方針などをしっかり共有した上でないと効果がない。「少しここの家庭を見守ってね。」だけじゃなく、なぜ見守るのか、どういうことを見守りのポイントにしなければならないのか。また、方針はどうかということまで共有しないと、未然防止にはつながらないというような意見ですとか、過去に起こった虐待の事案を詳細に分析することで初めて、今後起こりうる可能性のある事案を阻止できるのではないかということで、もう少し分析をしっかりとやって次回には教えてほしいんだというような、非常に重要な意見が出ました。また池田こども家庭センターからは昨年8月に摂津市で発生した事案の児童死亡事案検証結果報告に沿って、概要、問題点、課題、再発防止に向けた取り組みについて説明がありました。同様の事案を起こしてしまった本市としても、改めて共有すべき大事な報告でありました。最後に委員である峯本弁護士から講演をいただき、多岐にわたってのご助言、ご示唆をいただきました。行事報告は以上なんですが、もう1つトピックスとしまして、以前に説明させてもらってますが箕面市立北小学校をモデル校として民間スイミングスクールを活用した水泳授業が昨日から開始しております。12月までの期間、長い期間するわけですが、私はまだ行けてないんですけども見に行った指導主事に聞きますと、なかなか、やっぱり餅は餅屋だということで良い授業というか、いいスクールになってたんじゃないかなと思ってますので、また教育委員さんにも、後日スケジュールを組んで見ていただくことになっておりますのでよろしくお願いしたいと思います。それともう一つ蛇足みたいな話ですけども、実は本日NHKの18時からのホット関西で、学校の水泳事業を民間施設でっていうタイトルで放送されます。これは枚方の取り組みらしく、尾川教育長から情報がありまして、ぜひ時間があったら見ていただけたらとのことでしたので。以上、教育長報告とさせていただきます。

○教育長（藤迫稔君）： ご質問、ご意見をお受けします。

○教育長（藤迫稔君）： それでは、箕面市教育委員会会議規則第4条の規定に

基づき、山元代表教育委員を指名し、ここからの議事進行をお願いいたします。

○代表教育委員（山元行博君）： ただいまご指名いただきましたので、ここからの議事を進行いたします。

○代表教育委員（山元行博君）： 日程第3、議案第30号「箕面市立青少年教学の森野外活動センター条例施行規則改正の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局青少年育成室長に求めます。

○子ども未来創造局青少年育成室長： 本件は、青少年教学の森野外活動センターのリニューアルオープンに伴い、関係規定を整備するため、箕面市立青少年教学の森野外活動センター条例施行規則の一部改正を提案するものです。第4条で、利用許可申請書の提出日について、利用日の7日前からということになっておりましたが、当日に変更しまして、センターに来なくても、当日受け付けで提出可能といたしました。また、指定管理者は、利用者の利用、利便性向上の観点を踏まえ、ウェブサイトでの予約受け付けを考えておまして、その際の許可書の発行手続きを省くために、第7条を新設するものです。これらは、止々呂美ふるさと自然館や船場等の文化ホールの関係規定を参考に整備しております。

○代表教育委員（山元行博君）： ご質問、ご意見をお受けいたします。

○教育長（藤迫稔君）： この規則改正については今説明ありましたように利用者の利便性を図るということなんで、特に、ご異論はないのかなというふうに思いますが意見があればまた言っていただきたいんですけど、ちょっとこれに関連してせっかくですのでおさらいの意味で、教育委員さんには既にスケジュール等のご説明させてもらってますが、改めてここで、今後の動きについて、言える範囲でいいんで、説明してもらえますか。

○子ども未来創造局青少年育成室長： オルタナの森・Minohは7月30日土曜日に先行リニューアルオープンの予定となっております。その予約については6月30日木曜日から市民先行予約をスタートさせる形になっております。市外の方、一般については7月30日の1週間前の7月23日から予約という形で、市民優先の予約体制になっております。一部リニューアルオープンということで、今回オープンになるのは、本館のインドアキャンプの宿泊の部分と、レストラン、第2キャンプ場にあるロッジサイト、そこをオープンしていくということになります。また管理棟におきましては、1階のカフェレストラン、屋上のルーフトップカフェをオープンしていくということで一部オープンを考えております。その他の施設、第1キャンプ場だったり第3キャンプ場、それから管理棟の2階、3階につきましては、来年の春に全面的にリニューアルオープンしていく。閑散期になりましてから、第二期の工事を始めようと考えております。団体につきましては、青少年関係団体、前回の定例会で、要綱を通させていただいたかと思うのですが、本

日から、青少年を守る会をはじめ、青少年指導員、PTA、スカウト団、あともども会リーダークラブ、民児協というところに対して、利用補助制度のことや、団体の優先予約、この市民予約の前に、団体優先予約ということで、青少年育成室のほうで日程調整させていただいて、市民優先予約が始まる3日前に先方に伝えて、先押さえさせていただくとしておりますので、その旨もお伝えさせていただきます。

○委員（稲田滋君）： ネットで予約できるっていうのはすごくいいと思うんです。ただ、その料金を支払うのは、ネットで予約して料金を支払いに行ったらいいのかそのあたりはどうなっているのですか。

○子ども未来創造局青少年育成室長： 現在予約システムを構築中でございますが、現在聞いているのは、予約をしてから、銀行振り込み、クレジット払いとか、当日払いも、クレジット払い、現金等を予定しているという風に聞いておりまして、最終検討中と聞いておりますので、遠くに離れてても、予約が完了できるという形になると聞いております。

○委員（稲田滋君）： もし予約してキャンセルしないといけないというような時は、いつまで無料でできるとかいうのはありますか。

○子ども未来創造局青少年育成室長： 一般の方については、利用日の7日前以前の場合はキャンセル料は0%でキャンセル料はかかりません。詳細を申しますと、利用日の3日前から6日前までは50%、利用日の2日前までは70%、それ以降、前日当日についてはすみませんが100%いただくという形になります。

○委員（稲田滋君）： ありがとうございます。施行規則改正の件ですが、利用許可申請書はすごく細かくいろんなことを書かないといけないようになっているのですが、これはネットでもやっぱり同じようにこれいっぱい細かく書かないといけないのですかね。

○子ども未来創造局青少年育成室長： このひな形については使わなくてもいいようにということが今回の新しい第7条を入れた理由で、ホテル等の予約と同様に、名前や住所、人数とか、どこのサイトを利用するのか、そういう、必要事項については入力していくという形になります。

○委員（稲田滋君）： はい、わかりました。ありがとうございます。できるだけ、簡単に予約が出来て、いろいろ多くの人に利用していただけるというような施設になって欲しいと思います。

○委員（高野敦子君）： 先ほど、キャンセル料の確認がありましたが、例えばこの申込みに対してキャンセル待ちとかができるのか等、決まっていますでしょうか。

○子ども未来創造局青少年育成室長： すみません。ちょっとそこまで細かくは聞けてないんですけども他のOUTDOOR LIVINGの施設では、キャンセル待ち

の項目がなかったように思いますので、ないような形だと思います。空いてるところから押さえていくというような形だと思います。

○委員（高野敦子君）：空いてるところ、例えばキャンセルが発生した場合、ぽこっと空くじゃないですか。それはタイミングよく見つけられたらという風な感じで思っておいたらいいですか。

○子ども未来創造局青少年育成室長：そうですね。

○委員（高野敦子君）：この手の問合せは OUTDOOR LIVING さんはどうかかわらないんですけど他のキャンプサイトさんやロッジなどはキャンセル待ちが出来たりするのが結構あるので、そういう問合せはあるかなと思いますのでそういうことは案内しておいてもらえると、そのような問い合わせは少なく済むかと思います。

○子ども未来創造局青少年育成室長：ありがとうございます。先ほども言いましたが予約システムも現在構築中ですので、その面も含めて、事業者のほうに、お伝えさせていただきたいと思います。

○委員（高橋太郎君）：確認なんですけれども、こちらのサイトに予約が入った場合なんですけど、一般の方と、青少年関係団体、被った場合は青少年関係団体の予約のほうが優先されるのか。あるいは一般の方が先に予約されているところに後から青少年関係団体が使いたいと言ってきた場合は、どのように、優先されるのかを教えてください。

○子ども未来創造局青少年育成室長：基本的には青少年関係団体の予約については一般の利用団体の前に確定させて、予約していただくという形で考えておりまして、もう一般団体にオープンになりましたら、もうそこは先着順というような形になろうかと思います。先ほど言いました守る会等々の団体については、割と事前に1年間の事業を計画しているとは思っていますので、それ以前に、日程とかがわかっているのかなと思っております。市民のほうの予約が3か月前からなりますので、それ以前に押さえるという形になろうかと思います。

○委員（高橋太郎君）：ありがとうございます。こういった団体の方は市民より先に押さえることが可能ということで対応していただいているということですね。

○教育長（藤迫稔君）：それともう1つつけ加えるとするとですが、今まだちょっと検討の段階なので、今日の段階できっちりとしたことは言えないですが、事前にオープニングセレモニーとか内覧会をしようかなということでもちょっと今、最終の検討に入ってます。もちろん教育委員さんにも、参加していただこうと思いますので、ぜひ、内覧会に行ってください、「これはいいな。」と思われましたら家族とでも何でも結構ですので、ぜひ積極的に使っていただきたいなという風に思いますのでよろしくお願いします。



○代表教育委員（山元行博君）： それでは、議案第 30 号を採決いたします。  
本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○代表教育委員（山元行博君）： 異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。

○代表教育委員（山元行博君）： 次に、日程第 4、報告第 54 号「財産の無償譲渡及び無償貸付の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局保育幼稚園総務室長に求めます。

○子ども未来創造局保育幼稚園総務室長： 本件は、箕面市立稲保育所の民営化に伴う民営化受託法人への当該保育所の土地の無償貸付け及び建物、その他の財産の無償譲渡につきまして、地方自治法第 96 条第 1 項第 6 号に基づく、箕面市議会のほうに諮る必要がございましたため、市長に対しまして市議会への議案提出を要請する必要が生じたため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 25 条第 1 項及び箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則第 3 条第 1 項の規定に基づき教育長が臨時に代理しましたので、同条第 2 項の規定により報告するものでございます。市議会に提出いただいた議案の主な内容でございますが、令和 5 年 4 月の民営化に向けて、民営化受託法人アートチャイルドケア株式会社への引継ぎを進めている箕面市立稲保育所につきまして、当該受託法人に対して、現稲保育所の土地の無償貸付け及び建物等の無償譲渡を行うものでございます。土地の無償貸付け及び建物等の無償譲渡ともに、令和 5 年 4 月 1 日から開始をし、土地の貸付け期間につきましては、貸し付け物件上におきまして民営化受託法人が、同社所有の建物を使用して、児童福祉法第 39 条第 1 項に定める保育所を自ら運営している間としております。

○代表教育委員（山元行博君）： ご質問、ご意見をお受けいたします。

○代表教育委員（山元行博君）： それでは、報告第 54 号を採決いたします。  
本件を報告どおり承認することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○代表教育委員（山元行博君）： 異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。

○代表教育委員（山元行博君）： 次に、日程第 5、報告第 55 号「箕面市教育委員会の所管に係る令和 3 年度一般会計補正予算（第 16 号）の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局教育政策室長に求めます。

○子ども未来創造局教育政策室長： 本件は、令和 3 年度当初予算編成以降の事務の変更等に伴い、箕面市教育委員会所管に係る令和 3 年度箕面市一般会計予算の補正を市長に要請する必要が生じたため、教育長が臨時に代理しましたので、ご報告するものです。令和 3 年度箕面市一般会計補正予算第 16 号と

して学校教育関係につきましては、歳入におきまして、国庫補助金等の確定、その他の増減により、1,775万1千円の増額を、歳出におきましては、積立金の確定により、1,760万7千円の増額を、それぞれ計上しています。子育て関係につきましては、歳入におきまして、国庫補助金等の確定、その他の増減により、2億6,783万9千円の減額を、計上しています。なお、本件につきまして、市長は、令和4年3月31日付けをもって専決処分されております。また、主に新型コロナウイルス緊急対策事業等について、計10事業、合計19億8,526万8千円を繰越明許費とし、年度内の竣工が不可能となったため、総合水泳・水遊場整備事業について、合計9千157万2千200円を事故繰り越ししています。以上、誠に簡単ですが、報告第55号のご説明といたします。よろしくお願いいたします。

○代表教育委員（山元行博君）： ご質問、ご意見をお受けいたします。

○代表教育委員（山元行博君）： それでは、報告第55号を採決いたします。  
本件を報告どおり承認することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○代表教育委員（山元行博君）： 異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。

○代表教育委員（山元行博君）： 次に、日程第6、報告第56号「箕面市教育委員会の所管に係る令和4年度一般会計補正予算（第3号）の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局教育政策室長に求めます。

○子ども未来創造局教育政策室長： 本件は、令和4年度当初予算編成以降の事務の変更等に伴い、箕面市教育委員会所管に係る令和4年度箕面市一般会計予算の補正を市長に要請する必要が生じたため、教育長が臨時に代理しましたので、ご報告するものです。令和4年度箕面市一般会計補正予算第3号として、学校教育・子育て関係につきましては、物価高騰の影響を受けた学校給食、保育・幼児教育施設給食への支援に伴い、歳出におきまして、2千975万5千円の増額を計上しています。生涯学習関係につきましては、文化施設等感染症防止対策の実施に伴い、歳入におきまして、国庫補助金として、4千882万5千円の増額を、歳出におきまして、9千766万7千円の増額を、計上しています。

○代表教育委員（山元行博君）： ご質問、ご意見をお受けいたします。

○代表教育委員（山元行博君）： それでは、報告第56号を採決いたします。  
本件を報告どおり承認することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○代表教育委員（山元行博君）： 異議なしと認めます。よって、本件は報告ど

おり承認されました。

○代表教育委員（山元行博君）：次に、日程第7、報告第57号「箕面市生涯学習審議会委員任命の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局文化国際室長に求めます。

○子ども未来創造局文化国際室長：本件は、箕面市生涯学習審議会を新たに設置するため、委員を任命する必要性が生じたため、教育長が臨時に代理しましたので、ご報告するものです。その内容といたしましては、新たに設置します箕面市生涯学習審議会の委員を、箕面市生涯学習審議会条例、第4条及び第5条の規定に基づき、令和4年6月1日付けで、任命したものです。委員は全員で10名で、学校教育関係者1名、社会教育の関係者2名、社会教育関係団体の関係者3名、学識経験者2名、市民委員2名となっております。なお、委員の任期は、令和6年5月31日までの2年間となっています。

○代表教育委員（山元行博君）：ご質問、ご意見をお受けいたします。

○代表教育委員（山元行博君）：それでは、報告第57号を採決いたします。  
本件を報告どおり承認することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○代表教育委員（山元行博君）：異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。

○代表教育委員（山元行博君）：次に、日程第8、報告第58号「箕面市社会教育委員解職及び委嘱の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局文化国際室長に求めます。

○子ども未来創造局文化国際室長：本件は、箕面市社会教育委員から辞職願が提出されましたので、これを承認の上解職し、その後任として新たな委員を委嘱する必要性が生じたため、教育長が臨時に代理しましたので報告するものです。新たに委嘱します社会教育委員を、社会教育法第15条第2項並びに箕面市社会教育委員に関する条例第2条及び第4条の規定に基づき、委嘱したものです。議案書に記載がありますとおり1名を委嘱するもので、任期を令和4年6月1日から令和5年9月30日までとするものです。

○代表教育委員（山元行博君）：ご質問、ご意見をお受けいたします。

○代表教育委員（山元行博君）：それでは、報告第58号を採決いたします。  
本件を報告どおり承認することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○代表教育委員（山元行博君）：異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。

○代表教育委員（山元行博君）：次に、日程第9、議案第31号「箕面市スポーツ推進委員委嘱の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局保健スポーツ室長に求めます。

○子ども未来創造局保健スポーツ室長　：　本件は、箕面市スポーツ推進委員の任期が令和４年６月３０日をもって満了し、スポーツ基本法第３２条第１項の規定に基づき、新たな委員を委嘱する必要があるため提案するものです。各小学校区から２名をご推薦いただき、全２８名を委嘱するものです。内訳としましては、新任が４名、再任が２４名でございます。

○代表教育委員（山元行博君）　：　ご質問、ご意見をお受けいたします。

○委員（稲田滋君）　：　この方たちの主な仕事を簡単にご説明ください。

○子ども未来創造局保健スポーツ室長　：　スポーツ推進委員さんなんですけども、本市で行ってる、各種のスポーツイベントは必ずと言っていいほど、従事していただいておりますのと、各小学校区ごとに様々なスポーツ活動も行われています。その際に、従事していただいております。その他にも学校ごとに清掃活動であったり、スポーツに関係ないような事業にも積極的に関わっていただいております。ここ最近ではコロナの影響を受けて、なかなかスポーツイベントが開催されてない中で、毎週日曜日に少しでもスポーツ活動を推進しようということで、滝道までスポーツ委員の皆さんがお揃いのウェアを着てどんどんウォーキングを推奨する働きをしたりとか、様々な活動を担っていただいております。

○代表教育委員（山元行博君）　：　他、どうでしょうか。

○代表教育委員（山元行博君）　：　それでは、議案第３１号を採決いたします。  
本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○代表教育委員（山元行博君）　：　異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。

○代表教育委員（山元行博君）　：　次に、日程第１０、議案第３２号「箕面市立図書館協議会委員解職及び任命の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局中央図書館長に求めます。

○子ども未来創造局中央図書館長　：　本件は、箕面市立図書館協議会委員から辞職願が提出されたので、これを承認の上解職し、その後任として新たな委員を任命する必要が生じたため、図書館法第１５条及び箕面市立図書館協議会設置条例第２条及び第４条の規定に基づき提案するものです。議案書のとおり、２名の方の解職及び任命を行うものです。

○代表教育委員（山元行博君）　：　ご質問、ご意見をお受けいたします。

○代表教育委員（山元行博君）　：　それでは、議案第３２号を採決いたします。  
本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○代表教育委員（山元行博君）　：　異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。

○代表教育委員（山元行博君）：次に、日程第11、報告第59号「箕面市教育委員会人事発令の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局教育政策室長に求めます。

○子ども未来創造局教育政策室長：本件は、人事発令を行う必要が生じたため、教育長が臨時に代理しましたので、報告するものです。

○代表教育委員（山元行博君）：ご質問、ご意見をお受けいたします。

○代表教育委員（山元行博君）：それでは、報告第59号を採決いたします。  
本件を報告どおり承認することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○代表教育委員（山元行博君）：異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。

○代表教育委員（山元行博君）：次に、日程第12、報告第60号「箕面市教育委員会会議録の承認を求める件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局教育政策室長に求めます。

○子ども未来創造局教育政策室長：本件は、去る令和4年5月19日に開催されました令和4年第5回箕面市教育委員会定例会会議録を作成しましたので、箕面市教育委員会会議規則第5条の規定により、提案するものです。

○代表教育委員（山元行博君）：ご質問、ご意見をお受けいたします。

○代表教育委員（山元行博君）：それでは、報告第60号を採決いたします。  
本件を報告どおり承認することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○代表教育委員（山元行博君）：異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。

○代表教育委員（山元行博君）：各委員から教育行政に係ることで、何かご意見等ありますでしょうか。

○代表教育委員（山元行博君）：次に、事務局から「その他、教育行政に係る報告」について申出を受けますが、いかがですか。

○代表教育委員（山元行博君）：以上をもちまして、本日の会議は全て終了し、付議された案件、議案3件、報告7件は、全て議了いたしました。教育長にお返しします。

○教育長（藤迫稔君）：ありがとうございました。これをもちまして、令和4年第6回箕面市教育委員会定例会を閉会いたします。

（午後1時48分閉会）

以上のとおり会議の次第を記し、相違ないことを認めたので、ここに署名する。

箕面市教育委員会

教育長

委員